

令和3年度における家畜生産農場衛生対策事業のうち 農場 HACCP 導入推進強化事業の実施に係る公募要領

※ 本公募は、令和3年度政府予算案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容、予算額等の変更があり得ることに御留意願います。

1 総則

令和3年度における家畜生産農場衛生対策事業のうち農場 HACCP 導入推進強化事業（以下「本事業」という。）の実施に係る公募の実施については、この要領に定めるところによるものとする。

2 公募対象事業

公募の対象となる事業は、令和3年度家畜生産農場衛生対策事業のうち農場 HACCP 導入推進強化事業とし、その概要は4（2）に定めるとおりとする。

3 事業実施期間

事業実施期間は、本事業の補助金交付決定の日から令和4年3月31日までとする。

4 応募者の要件等

（1）応募者の要件

本事業に応募することができる者は、国及び地方公共団体を除く法人又は任意団体（会計処理及び意思決定の方法、責任体制等について規約等が整備されているものに限る。）（以下「民間団体等」という。）であって、以下の要件を全て満たすものとする。

ア 本事業を行う具体的計画及び知見を有し、かつ、本事業を的確に実施することができる能力を有する団体であること。

イ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。

また、本事業への応募を申請するに当たっては、当該民間団体等の代表者の承認を得た代表者を申請者とし、当該代表者は、事業実施期間中日本国内に居住し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し責任を有する者であることとする。

加えて、要件を満たす複数者による共同提案も可とする。その場合は、共同提案を行う複数者の中から本公募に係る代表者を選定し、当該代表者が国との連絡調整等を行うものとする。

（2）本事業の対象となる取組の要件

本事業の対象となる取組は、我が国の畜産物の安全性の向上と消費者の信頼の確保を更に図るため、HACCP の考え方を採り入れた家畜の飼養衛生管理（以下「農

場 HACCP」という。)の導入や認証取得を促進する農場指導員の増強を図り、農場 HACCP の取組を強化することを目的とし、以下の要件を満たすものとする。

- 農場指導員養成研修会に係る運営委員会を開催して農場指導員の養成カリキュラム等の検討を行い、農場指導員養成研修会の充実を図ること。
- 生産農場における農場 HACCP の導入や認証取得を促進する農場指導員を養成し、農場 HACCP の現場指導に資するための農場指導員養成研修会を座学又は実地により開催すること。なお、以下に留意すること。
 - ・複数の都市における開催が望ましい。
 - ・応募内容は、座学研修と実地研修どちらか又は双方の開催のいずれでも構わない。
 - ・有効な研修とするため、実地研修の受講者は、座学研修の受講歴がある者とする。
 - ・新型コロナウイルス感染症対策、家畜の伝染性疾病対策等により農場における実地研修の開催が難しい場合には、実際の農場情報の活用や農場主等も含めたミーティング等により、同等の効果が得られる内容とすること。
- 以下の場合には、本事業の対象とはならない。
 - ア 同一の提案内容で、本事業以外で補助金等の交付を受けている又は受ける予定がある場合
 - イ 本事業による成果について、その利用を制限し、公益の利用に供しない場合

5 補助対象経費の範囲

補助の対象となる経費は、謝金、旅費、資料印刷費、通信運搬費、会場借料、人件費、賃金、消耗品費その他本事業の実施に直接必要な経費とする。なお、事業の実施上、必要性が認められない経費は対象とならない。

6 補助金の額

本事業においては、家畜生産農場衛生対策事業の令和3年度予算のうち10,258千円の範囲内で事業の実施に必要となる経費を定額助成するものとする。

なお、補助金の額については、補助対象経費の精査等により補助申請額から減額する場合があるほか、本事業により収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がある。

7 企画書等の作成等

本事業への応募を申請するに当たっては、以下の書類（以下「企画書等」という。）を作成し、提出するものとする。

- (1) 本事業に係る企画書（別紙様式1）
- (2) 実施計画書（応募者に関する事項）（別紙様式2）
- (3) 実施計画書（提案内容に関する事項）（別紙様式3）
- (4) 応募者の概要が分かる資料（団体の概要、定款・規則、役員名簿等（様式自由））

8 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限：令和3年●●月●●日（●）17時（必着）
- (2) 企画書等の提出場所及び事業の内容等に関する問い合わせ先
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省（4階ドアNo.別407）
農林水産省消費・安全局動物衛生課保健衛生班 請川、金子
電話 03-3502-8111（内線）4582
- (3) 提出部数

本事業に係る企画書	6部
実施計画書（応募者に関する事項）	6部
実施計画書（提案内容に関する事項）	6部
応募者の概要が分かる資料（団体の概要、定款・規則、役員名簿等）	1部
- (4) 提出に当たっての注意事項
 - 提出した企画書等は、変更又は取消しができないこと。
 - 企画書等に虚偽の記載をした場合には、無効となること。
 - 応募者の要件を満たさない者が提出した企画書等は、無効となること。
 - 応募内容について疑義がある場合等には、追加資料の提出を求められることがあること。
 - 企画書等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とすること。

9 事業実施主体の採択

- (1) 審査の方法

本事業の実施主体の採択に当たっては、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）において応募者の要件を満たすことを確認した後、外部有識者で構成する「令和3年度農場 HACCP 導入推進強化事業に係る審査・選定委員会」（以下「審査委員会」という。）において（3）の審査の観点に基づき審査する。なお、審査は、非公開で実施する。
- (2) 審査手順

審査は、以下の手順により実施する。

 - ① 書類確認

提出された企画書等について、動物衛生課において、応募者の要件、企画書等の内容について確認し、必要に応じて問合せを実施する。

なお、応募者の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外する。
 - ② 書類審査

審査委員会において、書類審査を実施する。
 - ③ ヒアリング審査

必要に応じて、審査委員会において、応募者に対するヒアリング審査を実施する。ヒアリング審査を実施する場合には、開催場所、説明時間、出席者数の

制限等について、別途連絡する。

上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。

なお、ヒアリング審査に出席しなかった場合には、辞退したものとみなす。

④ 最終審査

書類審査及びヒアリング審査における評価を踏まえ、審査委員会において最終審査を実施する。

(3) 審査の観点

審査委員会においては、以下の項目を評価し総合的に判断するものとする。

なお、企画書等の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施体制の妥当性の審査においてその事実を考慮するものとする。

① 国の支援の妥当性

○ 申請内容は、本事業の目的に沿ったものであるか。

② 実施計画書の妥当性

○ 予算計画は、妥当なものとなっているか。

○ 実施計画書における取組内容は適切か。

○ 本事業を的確に実施するために実効性のあるスケジュールであるか。

③ 申請経費の妥当性

○ 申請経費は、本事業を実施する上で必要不可欠なものであり、かつ、妥当なものか。

○ 事業の推進に係る経費が適切であり、効率的なものとなっているか。

○ 他の経費で措置されることがふさわしい内容となっていないか。

④ 事業実施体制の妥当性

○ 本事業を的確に実施するために必要な実施体制、役割分担及び責任体制が明確になっているか。

○ 本事業を的確に実施するために十分な事業管理能力があるか。

○ 事業の実施に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有しているか。

○ 過去3年間に交付決定取消の原因となる行為はないか。

(4) 審査結果の通知等

審査の結果（採択及び不採択）については、審査委員会における最終審査が終了次第、速やかに応募者に対し通知する。

なお、採択された実施計画書については、事業の実施に当たって検討すべき事項や遵守すべき事項等の意見が付されるほか、補助対象経費の額について査定する場合がある。

10 事業実施主体に係る責務等

審査の結果、本事業の実施主体となった民間団体等（以下「事業実施主体」という。）は、本事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の事項に留意するものとする。

（１）事業の推進

事業実施主体は、本事業全体の進行管理、本事業の成果の公表等、本事業の推進全般についての責任を有する。

（２）補助金の交付申請等

事業実施主体は、「食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱」（案）（以下「要綱」という。）に定めるところにより要綱別記様式第１号による交付申請書を農林水産大臣宛てに提出し、農林水産省からの補助金の交付決定を受けて本事業を実施するものとする。

なお、補助金の交付決定に当たっては、採択時に示された審査委員会の意見等に基づいて実施計画書の内容を修正する必要があるほか、補助対象経費の額については、この修正等を踏まえ査定する必要がある。

（３）補助金等の経理管理

① 事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理管理に当たっては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、適正に執行するものとする。

② 農林水産省においては、要綱に定めるところにより事業実施主体から提出された要綱別記様式第７号による実績報告書を審査の上、本事業が適正に執行されたことを確認し、補助金の額を確定する。審査結果によっては、補助金を減額する場合がある。

③ 補助金の交付を受けるまでは事業実施主体による立て替えで対応するものとする。

④ 事業実施主体は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を本事業の終了後５年間保存するものとする。

（４）人件費の算定等

本事業における人件費の算定等に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成２２年９月２７日付け２２経第９６０号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。

（５）取得財産の管理

補助金により購入する設備機器等の所有権は、事業実施主体に帰属する。

ただし、補助金の執行の適正化の観点から、本事業以外の目的に使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供すること等の処分に関する制限がある。

（６）知的財産権の帰属等

本事業による成果により発生した知的財産権は、事業実施主体に帰属する。

ただし、事業実施主体は、当該知的財産権の特許出願等に際しては、事前に動物衛生課への報告を行うものとする。

（７）収益状況の報告及び収益納付

本事業による成果の実用化又は知的財産権の譲渡等により収益を得たことが認められた場合には、交付した補助金の額を限度として、その収益の全部又は一部

の国庫納付が必要となる場合がある。

(8) 事業成果等の報告

本事業による成果については、事業実施主体は、本事業の終了後に、農林水産省消費・安全局長に対し、必要な報告を行うものとする。また、当該事業成果については、事業報告書等による公表のほか、広く普及・啓発に努めるものとする。

なお、新聞、図書、雑誌等への事業成果の公表に際しては、農林水産省の補助事業であることを必ず明記し、また、公表した資料を動物衛生課に提出するものとする。

(9) 事業の委託

第三者に委託することが必要かつ合理的であると認められる場合に限り、本事業のうち、補助対象経費の5割を超えない範囲について、第三者に委託して行わせることができる。なお、第三者に委託する場合、企画書等に委託先及び委託内容等について記載することとし、事業実施期間中に令和3年度の「家畜衛生対策事業の運用について」に定める重要な変更が生じる場合もこれに準ずることとする。

(10) その他

申請内容に偽りがあった場合には、採択を取り消す場合がある。